旧警戒区域(大熊町)から避難した申立人について、原発事故後一時持ち 出して使用したが、高線量であることが判明したため自宅に戻し、その後抹 消登録した自動車の財物損害及び避難先で新たに購入した自動車の再取得手 続費用等が賠償された事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」 という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株 式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

損害項目 ア 下記自動車にかかる財物損害 792,750円

(消費税相当額を含む)

記

(省略)

イ 上記自動車の抹消登録費用

1,440円

ウ 車両の再取得費用

90,000円

エ 弁護士費用

26,526円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、 91万0716円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

#### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(その遅延損害金を含む。) については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のない ことを相互に確認する。ただし、第1項アの損害項目については、本和解に 定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に 対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立 人は、本和解契約書の写し1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す る。

平成25年5月28日